

洲本市告示第60号

洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年10月30日

洲本市長 竹内通弘

洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、市内に存する空き家の利活用を支援することにより、空き家の解消及び流動化を図り、もって安全安心な住環境を整えとともに、田舎暮らしを始めとする都市部の住民の市内への移住及び定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 洲本市空き家バンク設置要綱（平成24年洲本市告示第58号。以下「設置要綱」という。）第2条第1号の空き家をいう。
- (2) 所有者 設置要綱第2条第2号の所有者をいう。
- (3) 空き家バンク 設置要綱第2条第3号の空き家バンクをいう。
- (4) UJIターン者 第6条第1項に規定する申請の時点（以下「申請時」という。）において、洲本市、南あわじ市及び淡路市（以下「島内3市」という。）の区域内に住所を有しない者又は洲本市の区域内に住所を有する者であって現に島内3市に居住していないものをいう。
- (5) 補助事業者 第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受け、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者をいう。

(補助対象となる空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、設置要綱第5条第6項の登録を受けた空き家（以下「登録空き家」という。）又は登録空き家以外の空き家（以下「一般空き家」という。）であって、補助事業者が購入し、

又は賃貸を目的とするものに限るものとする。この場合において、総延べ床面積のうち居住部分を2分の1以上有する店舗併用住宅は対象とし、不動産事業者等が営利目的で販売し、又は賃貸する新築又は未入居の物件及び集合住宅は対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請時に20歳以上のUJIターン者であって、空き家を購入したもの又は市内に転入してから2年未満のもの(申請時前3年以内に住所地を3回以上変更した者を除く。)

(2) 空き家を専らUJIターン者の住居として賃貸しようとする当該空き家の所有者

2 前項の規定にかかわらず、洲本市税条例(平成18年洲本市条例第90号)第3条に規定する市税及び洲本市国民健康保険税条例(平成20年洲本市条例第34号)第1条に規定する国民健康保険税に未納がある者は、対象としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 本事業における補助の対象となる経費及び補助金の額については、別表のとおりとする。

2 別表の1の費用以外の費用については、次条に規定する申請を行う年度の4月1日まで遡って補助対象とすることができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請に当たっては、当該申請の内容が別表の1の工事を行うもので、その費用を計上しているものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、過去に次条第1項に規定する交付の決定を受けた補助対象者及び補助対象空き家については、あらためて申請できないものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合において、速やかに、その内容の審査し、補助金の交付の適否を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに補助事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更の承認)

第9条 市長は、前条に規定する変更申請があった場合において、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査により、補助事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合において、速やかに、その内容及び成果の審査並びに必要に応じて行う実地調査その他の調査により検査し、合格と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消に係る補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 本事業により補助金の交付を受け整備した空き家(以下「整備空き家」とい

う。)を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項の風俗営業者その他これらの者が関与する団体若しくは宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の宗教団体又は公序良俗に反する活動を行うものの使用に供したとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

(4) その他補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(遵守事項)

第14条 第4条第1号の規定により補助事業者となった者は、整備空き家を原則として補助事業が完了した年度の翌年度(以下「基準年度」という。)から起算して10年以上自己の居住の用に使用しなければならない。

2 第4条第2号の規定により補助事業者となった者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 整備空き家を原則として基準年度から起算して10年以上専らUJIターン者の住居として賃貸すること。

(2) 補助事業の完了の日から半年以内にUJIターン者を整備空き家に入居させるため、必要な情報発信その他活動を自ら積極的に行うこと。

(3) 前号に規定する期間が経過してもなお整備空き家が未入居となる場合は、継続してUJIターン者の入居を促す努力を行うこと。

(4) 前号に規定する場合において、設置要綱第5条第6項の登録を受けること。ただし、設置要綱第5条第5項の規定により申込みが却下された場合は、この限りでない。

(協力の要請)

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の完了後、田舎暮らしその他の移住及び定住施策の推進のために必要な助言その他の協力を求めることができる。

(報告の聴取)

第16条 補助事業者は、市長から整備空き家に関する使用状況等について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(財産の処分制限)

第17条 補助事業者は、やむを得ない理由により、基準年度から起算して10年を超えない

場合において、整備空き家の売買その他処分を行うときは、市長に報告し承認を得なければならない。

(重複受給の禁止)

第18条 この補助金は、市が交付する他の補助金と重複して受けられないものとする。ただし、補助対象経費について他の補助金との重複が避けられる場合は、この限りでない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象項目	補助対象経費	補助対象外経費	対象事業費	補助率	補助限度額		
					購入物件		賃貸物件
					登録空き家	一般空き家	
1 空き家の機能回復 又は設備改善のため の工事に要する費用	(1) 建物本体工事費 (2) 屋根のふき替え 又は修繕に係る工事 費 (3) 水回り（台所、 風呂又は便所をい う。）工事費 (4) 電気工事費 (5) 内外壁工事費 (6) クロス張り工事 費 (7) その他これらに 類する工事費 注 上記の補助対象経 費に係る工事につい ては、その工事を請 け負う施工業者が市 内に事務所又は事業 所を有する法人又は 個人であるものに限 る。	(1) 外構工事費及び 建物本体以外の工事 費 (2) 下水道又は浄化 槽に係る次に掲げる 経費 ア 申請手続費用及 び検査費用 イ 公共樹又は放流 樹から建物側の配 管に係る工事以外 の工事費 (3) 市の助成を受け た浄化槽、太陽光発 電設備その他の設備 の設置及び整備に係 る費用 (4) ビルトイン式以 外の設備機器及び家 財道具（電化製品を 含む。）	10万円以上	3分の1	上限80万円	上限40万円	上限40万円
2 空き家の家財等の 撤去又は処分に要す る費用	(1) 撤去費 (2) 処分費 (3) 保管料 注 上記の補助対象経 費については、専門 業者に依頼する場合 に限る。	自家処分する場合の人 件費及び機器、車両そ の他の機械器具の借上 料	—	3分の1	上限3万円	上限3万円	上限5万円

3 空き家の登記に要する費用	登記申請に係る司法書士又は土地家屋調査士への報酬	登録免許税その他の公租公課	—	3分の1	上限10万円	上限10万円	上限10万円
4 空き家への移転（引越し）に要する費用	(1) 移転費（引越代） (2) 運搬費 注 上記の補助対象経費については、専門業者に依頼する場合に限る。	自家搬送する場合の人件費、交通費、燃料費及び車両の借上料	—	3分の1	上限5万円	上限5万円	—
5 空き家の内覧又は現地確認に要する費用	空き家の内覧又は見学に要する交通費	(1) 車両等の借上料 (2) 燃料費 (3) 食糧費	—	3分の1	上限2万円	上限2万円	—

注 全ての補助対象項目について、支払の事実を証明する書類を提出できないものは、補助対象経費として認めない。